二(一)　保安林の所在場所　宮崎県都城市高崎町前田字内ノ迫三五九六の三、三五九六の七、三五九七の一

(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁並びに都城市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　保安林の所在場所　宮崎県都城市庄内町一三一三〇の一（次の図に示す部分に限る。）、一三一三〇の三

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐に係る伐採を禁止する。

庄内町一三一三〇の一（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　保安林の所在場所　宮崎県都城市高城町有水字柿ケ野五九五の一（次の図に示す部分に限る。）、東臼杵郡椎葉村大字大河内字中山一七三の八

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐に係る伐採を禁止する。

小野原山一〇八三五の一（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四(一)　保安林の所在場所　宮崎県都城市豊満町二五九二の六一・二五九二の六三・二五九三のイの九・二五九三のイの一五から二五九三のイの一七まで・二五九九の六七・二五九九の六八（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、二五九二の六〇、二五九二の六二、二五九三の一から二五九三の四まで、二五九三のイの五、二五九三のイの八、二五九三のイの一〇、二五九三のイの一二、二五九七の三三、二五九八のロ、二五九九の一

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐に係る伐採を禁止する。

豊満町二五九二の六一・二五九二の六三・二五九三のイの九・二五九三のイの一五から二五九三のイの一七まで・二五九九の六七・二五九九の六八（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁並びに関係市役所及び椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡高千穂町大字岩戸字渡内五四八九の一一・五四九〇の四・字左右殿五一二三の三・五一三六の三・五一三七・五一四八の三から五一四八の六まで・五一四九の二・五一四九の三・五一五五の四・五一六四の一（以上十三筆について次の図に示す部分に限る。）、五一三六の一、日之影町大字七折字徳富一〇八三一の三（次の図に示す部分に限る。）、一〇八三一の一、一〇八三一の四、一〇八三一の五、一〇八三一の八、大字見立字川の詰二三二四・字出羽二〇五〇の四・都城市美川町四三二の一・四九一の四一・山之口町花木字大脇四の六・四の七（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、宮崎市高岡町浦之名字小崎四七六〇の一、東諸県郡国富町大字八代南俣字栗巣五二六三の一・五二九五の一・延岡市北川町長井字三足谷七四六一の三〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、七四六三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三(一)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(一)　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字小長谷五五一五、字水之元五一五一の二、宮崎市高岡町五町字上水流三六七九、字唐崎三七六六の二、高岡町浦之名字赤松一三三三、一三四二、一三四七、字小川路一五三二、字小田元四八六六の一九、四八八六六の二一、四八八六六の二三、四八八六六の二九、四八八六六の三四、四八八六六の三九、四八八六六の四〇、四八九三の一二、四八九五の三、四八九五の一五、四八九五の一七から四八九五の一九まで、字坂ノ下九四一の一、九五二の一、字小坂元一二三四の一、字小川路一五三四の一、一五四二の一、一五四二の二、一五四九の一、一五七四の一、字法ケ代一九七五の一

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。